

田辺市立地適正化計画策定業務委託事業者の選定に係る
公募型プロポーザル方式実施要領

田辺市建設部都市計画課

1. 目 的

この要領は、都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）に基づき田辺市立地適正化計画を策定するに当たり、公募型プロポーザル方式により参加者から提案を受け、意欲や経験、能力、価格等を総合的に評価し、本市にとって最も優れた提案をした者を契約候補者として選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 業 務 名 | 令和 7 年度 都計委託第 1 号 田辺市立地適正化計画策定業務 |
| (2) 業 務 内 容 | 別紙「田辺市立地適正化計画策定業務特記仕様書」のとおり |
| (3) 対 象 区 域 | 田辺市全域 |
| (4) 履 行 期 間 | 契約締結日から令和 10 年 3 月 15 日まで |
| (5) 委託上限額 | 27,600,000 円以内
ただし、各年度における支払金額は、次の金額を超えないものとする。
令和 7 年度 2,900,000 円
令和 8 年度 13,000,000 円
令和 9 年度 11,700,000 円
(金額は、いずれも消費税額及び地方消費税額を含む。) |
| (6) 事業者の選定方法 | 公募型プロポーザル方式 |
| (7) 担当及び書類等の提出先 | 〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目 5 番 1 号
田辺市建設部都市計画課 玉置、田中、中原
電話 0739-26-9937 FAX 0739-25-6016
メールアドレス toshikeikaku@city.tanabe.lg.jp |

3. 参加資格

本プロポーザル方式に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
- (3) 本プロポーザル方式の公告の日から契約までの間に、田辺市建設工事等契約に係る入札参加資格停止措置要領又は田辺市物品購入等契約に係る入札参加資格停止等措置要領（以下「資格停止措置要領」という。）による資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団員法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 暴力団員法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

- 的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本プロポーザル方式に参加しようとする者
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (6) 田辺市において、令和 7・8 年度工事等入札参加者登録名簿の営業種目が「建設コンサルタントー都市計画」で登録されている業者又は令和 7・8・9 年度物品入札参加者等登録名簿の営業種目が「各種計画策定・各種調査」で登録されている業者であること。
- (7) 和歌山県内に本社又は、営業所を有すること。
- (8) 本業務と同種の業務(※)の実績を有すること。
- ※同種の業務とは、令和 7 年 4 月 1 日から過去 5 年の間において、地方自治体等から立地適正化計画の策定業務(基礎調査、誘導区域・誘導施策・目標値の検討、計画案とりまとめを一連の業務として行ったもの。都市計画マスタープランの一部として策定したものを含む。)を受託し、令和 7 年 3 月 31 日までに完了したものとする。

4. 選定スケジュール

- ・プロポーザル方式の公告 : 令和 7 年 上旬
- ・質疑書の提出期限 : 令和 7 年 7 月 18 日 (金)
- ・参加申請書等の期限 : 令和 7 年 7 月 31 日 (木)
- ・企画提案書の提出依頼 : 令和 7 年 8 月 8 日 (金)
(第一次審査結果通知)
- ・企画提案書等提出期限 : 令和 7 年 8 月 22 日 (金)
- ・第二次審査 : 令和 7 年 9 月 5 日 (金)
- ・選定結果の通知 : 令和 7 年 9 月中旬 予定
- ・業務委託契約の締結 : 令和 7 年 9 月中旬 予定

5. 質疑書の受付

- (1) 受付期限
令和 7 年 7 月 18 日 (金)
- (2) 提出方法
質疑書(様式 1 号)に必要事項を記入の上、電子メールで提出することとし、電話など電子メール以外での質問は受け付けないものとする。なお、質疑書の提出後は、電話による受信確認を行うこと。(電話による受信確認の受付時間は、受付期限までの平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。)
- また、電子メールの件名は「【質疑】田辺市立地適正化計画策定事業」とすること。
- (3) 回答方法
令和 7 年 7 月 25 日 (金) 午後 5 時 (予定) までに市ホームページで公表する。

6. 参加手続

- (1) 説明会開催の有無
無
- (2) 参加申請書等の提出
ア 提出期限
令和 7 年 7 月 31 日 (木) 午後 5 時 00 分 必着

イ 提出方法

電子メール、持参又は郵送

※電子メールによる場合は、全てPDF形式とすること。

ウ 提出書類

(ア) 参加申請書 (様式2号)

(イ) 会社概要書 (様式3号)

(ウ) 配置予定者調書 (様式4号)

(エ) 経歴書 (様式5号)

(オ) 業務実績調書 (様式6号)

※3.(8)で規定する同種の業務について記載すること。

※記載した実績について証明できるもの(契約書の写し等)を添付すること。なお、契約書による場合は、業務名、履行期間及び契約者が確認できる面のみを提出すること。

また、3.(8)で規定する同種の業務に該当することを確認できるもの(仕様書等)を併せて提出すること。

(カ) 費用見積書 (任意様式)

※金額は、税込み価格とし、2.(5)の委託上限額及び各年度における委託上限額を超えないものとする。なお、委託上限額を超えたものは、失格とする。

(3) 第一次審査 (書類審査)

ア 評価基準

配置予定者調書、業務実績調書及び見積書を基に、別紙「評価基準」2の①、3、4の項目について採点し、合計点の上位5者を選定する。

なお、合計点が同点の者が複数いる場合は、見積書の金額が安価な者を上位者とする。

※参加者が5者以下の場合は第一次審査を実施しない。

※第一次審査を実施しない場合はその旨の通知を行う。

イ 選定結果の通知

令和7年8月8日(金)に電子メールにて通知し、市から電話による受信確認を行う。

※第一次審査の結果については、選定結果のみを通知する。

(4) 企画提案書等の提出依頼

ア 通知日

令和7年8月8日(金)

イ 通知方法

電子メールにより通知し、市から電話による受信確認を行う。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和7年8月22日(金)午後5時00分 必着

※期限を超えて提出又は補正があったものについては、一切を無効とし、当該参加者の(6)第二次審査(企画提案審査)への参加を取り消すことがある。

イ 媒体及び部数

① 紙媒体 5部(正本1部、副本4部)

② 電子データ(PDF形式) 1式

※CD等の媒体に書き込み、ウイルスチェックを行った上で提出すること。

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

エ 提出書類

(ア) 企画提案審査応募申込書(様式7号)

(イ) 企画提案書(A4任意様式、枚数制限なし)

オ 企画提案書の作成要領

別紙「田辺市立地適正化計画策定業務特記仕様書」を踏まえ、企画提案書を作成すること。なお、企画提案書内では次の事項を明らかにすること。

① 計画策定に当たっての基本的な考え方

本市の状況や課題を踏まえ、どのように田辺市立地適正化計画の策定に取り組んでいくべきと考えているか、また、田辺市立地適正化計画はどのような計画としていくべきと考えているのか、本委託業務の実施に当たっての参加者の基本的な考え方について記載すること。

② 関連計画との整合性

田辺市立地適正化計画は、市の最上位計画である田辺市総合計画と、まちづくりの基本方針である田辺市都市計画マスタープランに即して策定するものであり、各分野における個別計画との整合性を図ることが求められる。これら関連計画との整合性を図るための方法や考え方について記載すること。

③ 市民に分かりやすい計画づくり

田辺市立地適正化計画の本編や概要版が、市民にとって身近に感じられ、親しみやすく分かりやすい計画となるよう、工夫する点について記載すること。

④ 予定している基礎調査の内容

基礎調査（社会経済動向等のデータ収集・整理及び分析、関連計画等の整理及び影響の分析等）の具体的な内容や分析方法について記載すること。

⑤ 計画策定に向けた論点・課題の抽出及び整理

基礎調査の結果等から、計画策定に向けた論点やまちづくりの課題をどのように洗い出し、施策の方向性を導いていくのか、具体的な取組みについて記載すること。

⑥ 市民参画による計画づくりを充実させる手法

計画策定過程において、効果的に市民参画の充実を図るための手法について記載すること。

⑦ 田辺市立地適正化計画の策定方法

田辺市立地適正化計画の骨子案、素案、修正案を取りまとめる際の具体的な支援方法について記載すること。

⑧ 進行管理・マネジメント手法

本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組みについて記載すること。

⑨ 実施体制

本業務の円滑かつ確実な実施を図るとともに、市担当者と連携を密にするための体制について記載すること。また、市との業務分担についても記載すること。

⑩ 作成資料等の品質の管理

各種作成資料や成果品の品質の管理及び向上に向けた取組みについて記載すること。

⑪ その他

上記に掲げる事項のほか、参加者のノウハウや技術を活かした独自の提案があれば記載すること。

カ 応募書類の取扱

（ア）提出された企画提案書は、本プロポーザル方式の手続における契約候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、田辺市情報公開条例（平成 17 年田辺市条例第 15 号）の規定に基づき取り扱うこととする。

（イ）提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

（ウ）提出された応募書類は返却しない。

（エ）企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が契約候補者の選定に必要と認める場合において、無償で使用するものとする。

（オ）企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護され

る第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

(6) 第二次審査（企画提案審査）

- ア 実施日
令和7年9月5日（金）
- イ 開催場所
田辺市東山一丁目5番1号 田辺市役所内（参加者に別途通知する。）
- ウ 時間配分
説明30分、質疑15分
- エ 参加人数
1者につき3人までとし、業務を受託した際に主任技術者となる者が必ず出席すること。なお、説明は主任技術者又は主たる業務担当者が実施すること。

7. 第二次審査の評価方法等

(1) 評価基準

第一次審査の評価点に加え、評価基準に基づく評価点の合計により選定する。配点は別紙「評価基準」のとおり。

(2) 契約候補者の選定方法

- ア 参加者から失格者を除いた者のうち、(1)の総合評価点が最も高い者を、契約候補者として選定する。
- イ アの者が複数いる場合は、別紙「評価基準」の「1 企画提案書に関する項目」のうち、「①関連計画との整合性」、「②地域理解度」及び「③調査分析」の評価点の合計が最も高い者を契約候補者として選定する。
- ウ イの者が複数いる場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者とし、価格も同額の場合は、当該者から当初提案の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- エ ウの者が複数いる場合は、市が当該者と調整を行った上で別途日時・場所を指定し、当該者にくじを引かせて契約候補者を選定する。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない市の職員が代理でくじを引くものとする。なお、抽選の結果について、当該者は、一切の異議を申し立てることはできない。
- オ ア、イ、ウ、エにかかわらず、評価点の合計が60点未満の場合は、契約候補者として選定しない。
- カ 提案が1者であっても審査を実施し、当該提案内容に係る評価点の合計が60点以上となった場合は、契約候補者として選定する。

8. 参加手続の無効

- (1) 参加者に次の行為があった場合は、本件において当該者が行った全ての参加手続を無効（選定対象から除外）とし、失格とする。この場合、参加者は、本市に対し何らかの違約金、損害金等の金銭を請求することはできないものとする。
 - ア 審査委員会委員及び評価委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
 - イ 他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
 - ウ 契約相手方選定終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行った場合
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
 - カ 上記各号のほか、市の契約相手としてふさわしくない行為（資格停止措置要領に規定される資格停止措置案件に該当する行為等）と判断した場合
 - キ その他本要領に定めた参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 前号の措置の決定は、審査委員会での審査を経て、市長が決定する。悪質な場合の措置については、その他の入札及びプロポーザル方式等への参加の制限、損害賠償請

求等を含めて、審査委員会の他、必要に応じて工事等入札参加資格審査委員会又は物品等入札参加資格審査委員会の審査を経て、市長が決定するものとする。

なお、契約後にプロポーザル方式の実施期間中において前号に掲げる行為が発覚した場合の取扱いも同様とし、悪質な場合は、契約解除及び損害賠償請求等もあり得るものとする。

9. 選定結果の通知・公表

令和7年9月中旬に、6.(6)第二次審査（企画提案審査）の参加者全員に選定結果を電子メールにて通知し、市から電話による受信確認を行う。また、選定結果通知日以降に、次の項目について市ホームページにおいて公表するとともに、都市計画課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 業務名、業務概要、業務期間
- (2) 契約候補者の名称、所在地、評価点及び提案金額

10. 契約手続

- (1) 契約候補者に選定された者と本市との間で、委託内容、経費等について再度協議の上、合意に至った場合に、契約相手方として決定する。再度協議の結果、契約相手方に適合しないと判断した場合は、交渉の打ち切りを通知し、当該者を失格とするとともに、次順位者を契約候補者として交渉することとする。以下、契約相手方が決定するまで、同様の手続を行う。
- (2) 契約保証金は、免除とする。
- (3) 選定された契約候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を契約候補者とする。
※正当な理由がなく契約を締結しない場合は、資格停止措置要領に規定される資格停止案件に該当する可能性があるため注意すること。

11. その他

- (1) 本プロポーザル方式への参加に要する経費は、企画提案書等の作成も含め、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案審査応募申込書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 企画提案審査応募申込書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類は、公平性・透明性・客観性を期すため、必要により議会等に公表することがある。
- (6) 本プロポーザル方式への参加者は、契約候補者の選定後、本プロポーザル方式に係る要領等の内容について、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 本プロポーザル方式は、契約候補者の選定を目的として実施するものであり、提案内容を契約内容として確約するものではない。
- (8) 参加申請書の提出後に辞退する場合は、書面（任意様式）により届け出るものとし、企画提案書の提出後に辞退する場合は、第二次審査を行う日の前日の午後1時まで届け出るものとする。なお、当該辞退後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。
- (9) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (10) 参加者が1者の場合であっても、本プロポーザル方式は、成立するものとする。